第十二条第六項の表都道府県の項第四号算式中「68,000円」を「67,900円」に改め、同号算式の符号B_n中「除く。）」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$C_{11}=0.0278$」を「$C_{11}=0.0274$」に、「$C_{12}=0.0272$」を「$C_{12}=0.0268$」に、「$C_{13}=0.0276$」を「$C_{13}=0.0272$」に、「$C_{14}=0.0260$」を「$C_{14}=0.0256$」に、「$C_{15}=0.0282$」を「$C_{15}=0.0279$」に、「$C_{16}=0.0284$」を「$C_{16}=0.0280$」に改め、同号算式の符号D_n中「除く。）」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$E_6=0.0156$」を「$E_6=0.0154$」に、「$E_7=0.0152$」を「$E_7=0.0150$」に、「$E_8=0.0207$」を「$E_8=0.0206$」に、「$E_9=0.0198$」を「$E_9=0.0197$」に、「$E_{10}=0.0194$」を「$E_{10}=0.0193$」に、「$E_{11}=0.0260$」を「$E_{11}=0.0256$」に、「$E_{12}=0.0248$」を「$E_{12}=0.0246$」に、「$E_{13}=0.0250$」を「$E_{13}=0.0248$」に、「$E_{15}=0.0282$」を「$E_{15}=0.0279$」に、「$E_{16}=0.0284$」を「$E_{16}=0.0280$」に改める。

第十二条第六項の表都道府県の項第五号算式中「$\sum_{n=18}^{22}$」を「$\sum_{n=18}^{23}$」に、「51,400円」を「48,000円」に改め、同号算式の符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$C_{18}=0.0700$」を「$C_{18}=0.0690$」に、「$C_{19}=0.0690$」を「$C_{19}=0.0680$」に、「$C_{20}=0.0160$」を「$C_{20}=0.0680$」に改め、同号算式の符号C_{22}の次に次のように加える。

			$C_{23}=0.0110$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式を次のように改める。

			算式
			$\dfrac{B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=14}^{23}(K_n\times L_n)+\sum_{n=11}^{23}(M_n\times N_n)+\sum_{n=14}^{23}(O_n\times P_n)+\sum_{n=11}^{23}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=14}^{23}(S_n\times T_n)+\sum_{n=5}^{13}(U_n\times V_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(W_n\times X_n)+\sum_{n=8}^{20}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=5}^{13}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=21}^{23}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=21}^{23}(AE_n\times AF_n)}{119{,}000円\times A}$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号K_n中「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を削り、「平成22年度まで」を「平成23年度まで」に、「除く。）」を「除く。）（平成22年度及び平成23年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）」に改め、同号算式の符号中「$L_{13}=0.039$」を削り、同号算式の符号中「$L_{14}=0.064$」を「$L_{14}=0.063$」に、「$L_{21}=0.005$」を「$L_{21}=0.065$」に、「$L_{22}=0.012$」を「$L_{22}=0.006$」に改め、同号算式の符号L_{22}の次に次のように加える。

			$L_{23}=0.005$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号M_n中「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を削り、「平成22年度まで」を「平成23年度まで」に、「の同意等額」を「（平成22年度及び平成23年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額」に改め、同号算式の符号中「$N_{20}=0.008$」を「$N_{20}=0.046$」に、「$N_{22}=0.012$」を「$N_{22}=0.006$」に改め、同号算式の符号N_{22}の次に次のように加える。

			$N_{23}=0.007$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号O_n中「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{13}=0.039$」を削り、同号算式の符号中「$P_{14}=0.064$」を「$P_{14}=0.063$」に、「$P_{21}=0.005$」を「$P_{21}=0.065$」に、「$P_{22}=0.012$」を「$P_{22}=0.006$」に改め、同号算式の符号P_{22}の次に次のように加える。

			$P_{23}=0.005$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号Q_n中「平成22年度」を「平成23年度」に、「同意等額」を「同意等額に相当する額」に改め、同号算式の符号中「$R_{20}=0.008$」を「$R_{20}=0.046$」に、「$R_{22}=0.012$」を「$R_{22}=0.006$」に改め、同号算式の符号R_{22}の次に次のように加える。

			$R_{23}=0.007$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号S_n中「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{13}=0.039$」を削り、同号算式の符号中「$T_{14}=0.064$」を「$T_{14}=0.063$」に、「$T_{21}=0.005$」を「$T_{21}=0.065$」に、「$T_{22}=0.012$」を「$T_{22}=0.006$」に改め、同号算式の符号T_{22}の次に次のように加える。

			$T_{23}=0.005$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号U_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$V_{11}=0.023$」を「$V_{11}=0.014$」に改め、同号算式の符号W_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$X_{16}=0.021$」を削り、同号算式の符号X_{19}の次に次のように加える。

			$X_{16}=0.021$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号X_{19}の次に次のように加える。

			$X_{19}=0.021$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号中「$X_{20}=0.005$」を「$X_{20}=0.020$」に改め、同号算式の符号Y_n中「係るもの（」を「係るものの額（」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号中「$Z_{11}=0.077$」を「$Z_{11}=0.045$」に、「$Z_{12}=0.080$」を「$Z_{12}=0.079$」に、「$Z_{13}=0.074$」を「$Z_{13}=0.073$」に、「$Z_{16}=0.036$」を「$Z_{16}=0.035$」に、「$Z_{18}=0.035$」